

防府市私有林造林事業補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林資源の培養を図り、国土保全及び水源の涵養に資するため、森林所有者等が私有林野において行う造林事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「森林所有者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）

(2) 森林所有者を構成員として組織する協業体

(補助の対象)

第3条 市長は、予算の範囲内において、造林事業を行う森林所有者等に対し、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の対象となる事業の規模、採択基準、補助率は別表に定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは補助金を交付しないものとする。

(1) 既に当該造林事業に係る他の補助金の交付を受けたことがあるもの

(2) 市税等を滞納しているもの

(補助金の交付申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、事業が完了した後、速やかに私有林造林事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 造林内訳表（第2号様式）

(2) 造林地施業図

(3) 造林箇所位置図

(4) 納税確認同意書（第3号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、その内容の審査及び当該事業についての竣工検査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、その旨を補助金交付指令書（第4号様式）により当該私有林造林事業補助金交付申請者に通知する。

（委任）

第6条 補助金の交付を受けようとする森林所有者等は、補助金の交付申請、請求及び受領に関する事務を、第三者に委任することができる。

2 前項の規定により事務の委任を受けた者は、補助金の交付申請をするときは、第5号様式の委任状を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合には、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

事業の規模	1 施行地につき0.1ヘクタール以上とする。
採択基準	次に掲げるすべての基準を満たすこと。 （1）防府市森林整備計画に定める人工造林の対象樹種を植栽すること。 （2）1ヘクタールあたり1,000本以上植栽すること。
補助率	事業費の1/2

第1号様式

私有林造林事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

住所 _____

氏名 _____

造林事業を完了したので、補助金を交付されるよう防府市私有林造林事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 造林内訳表
- 2 造林地施業図
- 3 造林箇所位置図
- 4 納税確同意書

第2号様式

造林内訳表

番号	森林の種類	事業 施行地	造林者	事業 施行地 の所有 区分	造林 種別	樹種	面積 ha	事業費	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

- 注1 「番号」欄は、事業施行地ごとに一連番号を付し、当該番号を記入するものとし、当該番号と造林地施業図及び造林箇所位置図との番号は同一とすること。
- 2 「森林の種類」欄は、普通林と保安林等との区分を記載すること。
- 3 「造林者」欄は、補助金を受領する者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 「事業施行地の所有区分」欄は、市町村有、会社有、部落有又は私有の別を記載すること。
- 5 「造林種別」欄は、人工造林事業にあつては再造林、拡大造林又は肥培造林及び別に定める造林区分を、復旧造林事業にあつては別に定める造林区分を、天然林改良事業にあつては誘導造林、天然下種補正又は広葉樹林改良の別を記載すること。

第3号様式

納税確認同意書

年 月 日

(あて先) 防府市長

住所 _____

氏名 _____

防府市私有林造林事業補助金交付要綱第3条第3項の規定により、補助金の交付を受けるには、森林所有者に市税の滞納が無いことが条件となっているため、市税滞納の有無について調査されることに同意します。

第4号様式

補助金交付指令書

指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで補助金交付申請のあった造林事業については、防府市私有林造林事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙内訳書のとおり金 円を交付する。

年 月 日

防府市長

印

第5号様式

委任状

私は、次の受任者に、 年度防府市私有林造林事業補助金の申請に関する
こと及び受領に関することを委任します。

年 月 日

防 府 市 長 様

委任者

住所

氏名

受任者

住所

氏名